

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

私は、国民年金制度の発足当初から夫婦で国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金制度発足当初からの加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も、国民年金制度発足当初から申立期間を含む加入期間の保険料を全て納付していること、A町役場（現在は、B市役所A支所）作成の国民年金被保険者名簿から、申立期間の前後の保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年1月1日までの期間の標準報酬月額については、10年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成10年10月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から19年12月28日まで

A社に勤務していた期間中は、国(厚生労働省)の記録における標準報酬月額よりも高額な給与を受け取っていた。

申立期間のうちの一部については、給与支給明細書と確定申告書を所持しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成10年10月1日から11年1月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書から、10年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについ

ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月
額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、こ
れを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められ
ない。

一方、申立期間のうち、平成10年7月1日から同年8月1日までの期間及
び同年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持する
給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オン
ライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、記録を
訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成9年10月1日から10年7月1日までの期間、
同年8月1日から同年9月1日までの期間、11年1月1日から14年1月1日
までの期間及び17年2月1日から同年3月1日までの期間については、申立
人は、給与支給明細書を所持しておらず、A社も給与支給明細書を保管してい
ないことから、申立人の主張する給与支給額及び厚生年金保険料控除額につ
いて確認することができない。

さらに、申立期間のうち、平成14年1月1日から17年1月1日までの期
間については、申立人が所持する14年分、15年分及び16年分の所得税の確
定申告書のそれぞれの社会保険料控除欄に記載された金額が、オンライン記録
上の標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用
保険料の額を加算した額とほぼ同額となることから、記録を訂正する必要は認
められない。

加えて、申立期間のうち、平成17年1月1日から同年2月1日までの期間
及び同年3月1日から19年12月28日までの期間については、A社が保管す
る給与支給明細書から確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、
オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが
確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年12月25日に厚生年金保険第三種被保険者資格を取得し、22年3月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月25日から22年4月11日まで

A社B事業所にC職種として勤務した申立期間が厚生年金保険第三種被保険者期間となっていないことが分かった。

A社から表彰された際の表彰状を所持しており、C職種として勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険第三種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和21年12月25日から22年4月11日までの期間においてA社B事業所にC職種として勤務した。」と申し立てているところ、厚生年金保険記号番号払出簿から、申立人が昭和21年12月25日にA社B事業所において資格取得したことが確認できる。

また、申立人は、A社B事業所長と記載されている昭和22年3月26日付けの表彰状を所持している上、申立人がA社B事業所に一緒に出稼ぎに行き、同じC職種として勤務し、一緒に帰ってきたと記憶している元同僚は、「私と申立人は、A社B事業所に一緒に出稼ぎに行き、同じ仕事をして一緒に帰ってきた。」と申立人と同様の証言をしている。

さらに、上記元同僚は、厚生年金保険被保険者台帳から、昭和21年12月25日から22年3月28日までの期間において、A社B事業所で第三種被保険者となっていることが確認でき、これらのことから、申立人が申立期間のうち、

21年12月25日から22年3月27日までの期間において、C職種として同社B事業所に勤務していたことが認められる。

一方、日本年金機構D事務センターは、「昭和28年2月のE社会保険事務所（当時）の火災により、A社B事業所に係る被保険者名簿は焼失したため、同年2月以前に被保険者資格を喪失した者の名簿は無い。」と回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人は申立期間のうち、昭和21年12月25日から22年3月27日までの期間において勤務していた事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和21年12月25日に厚生年金保険第三種被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における同資格の喪失日は、22年3月28日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年3月28日から同年4月11日までの期間については、申立人は、A社B事業所における具体的な退職日を記憶していない上、上記のとおり、申立人が一緒に出稼ぎに行き、一緒に帰ってきたとする元同僚の同社B事業所における資格喪失日が22年3月28日であることから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であったが、母から幾度か国民年金保険料を納めていると聞かされた。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から国民年金の具体的な加入手続について聞いたことは無く、国民年金手帳についても受け取った記憶が定かではないこと、手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 28 日から同年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
平成 6 年 4 月の保険料が給与から控除されていたようなので、同年 5 月の保険料も控除されていると思う。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人のA社の離職日は平成 6 年 5 月 27 日とされており、厚生年金保険における資格喪失日の記録と一致している。

また、A社は、「資料が無いため、申立人が申立期間において勤務していたかは不明である。」と回答している上、オンライン記録から、同社において申立期間中に厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員に照会したところ、回答を得られた 15 人のうち 14 人は、「申立人のことは知らない。」と回答しており、残りの 1 人は、「申立人のことは知っているが、勤務期間については覚えていない。」と回答していることから、申立人が申立期間も引き続き、同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。